

プール学院大学授業料減免規程

(目的)

第1条 この規程は、プール学院大学学生の授業料減免（以下「減免」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 減免の対象者（以下「減免者」という。）は、経済的急変により授業料の納付が困難となった者とする。

(減免額)

第3条 減免額は、原則として各期納付額の全額、半額又は4分の1の額とする。

(減免時期)

第4条 減免は、当該年度の第1学期及び第2学期の2期に分けて行う。

(申請時期)

第5条 減免の申請は、原則として第1学期は当該年度の4月、第2学期は9月とする。

(申請方法)

第6条 減免を受けようとする者は、所定の申請書に保証人と連署のうえ、学長に提出するものとする。

(選考)

第7条 減免者の選考並びに減免に関する審議は、学生委員会が行う。

(採用決定)

第8条 減免者の採用は、学生委員会の議を経て学長が決定する。ただし、本減免は「プール学院大学入学特別奨励金・入学奨励金」、「スカラシップ」、「GLP」、「プール学院大学ILP助成金（海外研修ワキャン講座）」及び「プール学院大学学生生活動助成金」を除く、本学が支給するいずれの奨学金、奨励金、助成金、授業料減免とも同時期においては重複して採用はしない。

(採用の取消)

第9条 採用者が次の各号の一に該当するときは、初回採用時に遡って取り消し、全額納付を求める場合がある。

(1) 除籍となったとき

(2) その他著しく学生の本分に違背したとき

(事務)

第10条 減免に関する事務は、事務局学生課が行う。

(規程の改廃)

第11条 この規程は、常務理事会の承認により学長が行うものとする。

附則

この規程は、1996（平成8）年4月1日から施行する。

この規程は、1997（平成9）年4月1日から施行する。

この規程は、2001（平成13）年4月1日から施行する。

この規程は、2002（平成14）年4月1日から施行する。

この規程は、2004（平成16）年4月1日から改正施行する。

この規程は、2006（平成18）年4月1日から改正施行する。

この規程は、2009（平成21）年4月1日から改正施行する。

この規程は、2015（平成27）年4月1日から改正施行する。